

令和5年9月議会

議案説明資料

目次

1. 議案第184号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第3号)	…	1頁
2. 議案第188号 福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案	…	5頁
3. 議案第198号 町の区域並びに字の区域及び名称の変更について	…	7頁
4. 議案第199号 住居表示の実施について	…	9頁

市民局

1. 議案第184号

令和5年度福岡市一般会計 補正予算案(第3号)〈市民局所管分〉

〔繰越明許費〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
28 ～ 29	2 総務費	1 総務管理費	19 コミュニティ振興費	館舎維持改良費
28 ～ 29			20 区政推進費	区役所庁舎等経費
繰越計				

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 1,313,085	千円 287,699	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (空港周辺共同利用会館等の改修に係る工事費の繰越)
3,195,680	61,083	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (南区役所駐車場整備に係る工事費の繰越)
4,508,765	348,782	

〔債務負担行為〕

5年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
					期 間	金 額
32 ～ 33	一 般 会 計	城 南 区 役 所 空 調 設 備 等 改 修 工 事	補正前の額	千円 382,558	-	-
			補正額	236,529	-	-
			補正後の額	619,087	-	-

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				一般財源又は 当該事業財源
		特定財源			その他	
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債			
	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	382,558	-	300,000	49,887	32,671	
令和6年度	236,529	243,398	△42,000	△895	36,026	
令和6年度	619,087	243,398	258,000	48,992	68,697	

2. 議案第 188 号 福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 188 号
名 称	福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案
理 由	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備用 利用者証明用電子証明書に関する規定が追加されたことに鑑み、自動交付機を介して行う印鑑登録証明書の交付の手続等に関し所要の改正を行う必要があるため。
内 容	(1) 印鑑登録証明を、自動交付機を介して申請する場合の方法について、規則で定める方法に改める。(第 12 条の 3 第 1 項関係) (2) 印鑑票のうち第 6 条第 1 項各号に掲げる事項を記録する媒体を定めた規定について、所要の整備を行う。(第 6 条第 2 項関係)
施行期日	(1) 規則で定める日 (2) 公布の日

※ 改正の概要

自動交付機で印鑑登録証明を申請する際は、個人番号カードを読み取らせる必要があるが、カードに代えて電子証明書を搭載した移動端末設備（スマートフォン）を使用することを可能とするもの。


福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）

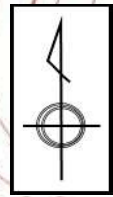
※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（印鑑登録）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 印鑑票のうち前項各号に掲げる事項を登録する部分は、磁気ディスクをもつて調製するものとする。</p> <p>第6条の2～第12条の2（略）</p> <p>（自動交付機を介した印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第12条の3 第11条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、規則で定める<u>請求者識別カード</u>を利用して自動交付機（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、当該登録印鑑について証明を求めることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（印鑑登録）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 印鑑票のうち前項各号に掲げる事項を登録する部分は、磁気ディスク<u>（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）</u>をもつて調製するものとする。</p> <p>第6条の2～第12条の2（略）</p> <p>（自動交付機を介した印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第12条の3 第11条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、規則で定める<u>方法により、自動交付機</u>（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、当該登録印鑑について証明を求めることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（以下略）</p>

3. 議案第 198 号 町の区域並びに字の区域及び名称の変更について

議案番号	第 198 号
名 称	町の区域並びに字の区域及び名称の変更について
理 由	住居表示に関する法律に基づき、東区香椎台地区について住居表示を実施するため、当該地区の町界町名の整理をするもの。
根拠法令	地方自治法 第 260 条 第 1 項
内 容	町の区域並びに字の区域及び名称を次のように変更する。 東区大字香椎の一部（別図  の区域）を「香椎台五丁目」に編入する。

別 図



大字香椎


香椎台五丁目に編入する区域

香椎三丁目

香椎台五丁目


凡 例

- . - 現在の町界

 議題第198号による
香椎台五丁目に編入予定の区域

S=1:1,000

4. 議案第 199 号 住居表示の実施について

議案番号	第 199 号
名 称	住居表示の実施について
理 由	東区香椎台地区について住居表示を実施するため。
根拠法令	住居表示に関する法律 第 3 条 第 1 項
内 容	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域を別図 () のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

別 図



大字香椎


住居表示を実施する区域

香椎三丁目

香椎台五丁目

凡 例

--- 新しい町界(案)

 議案第199号による
住居表示実施予定の区域

S=1:1,000